

船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部改正について(感染症関連)

経緯

- 今般、厚生労働省では、SARS、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群といった新興感染症が世界中で発生していることを背景に、これら感染症に対する確な措置を講じ、蔓延を防止すべく、各種感染症の性質の明確化等を内容とした感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)の一部改正が予定されている。
- 上記法改正に伴い、船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則を**形式改正**するもの。省令改正時期については**感染症予防法の一部改正に合わせ公布・施行予定**。

船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の改正内容

○ 省令改正による効果

- ・船員法施行規則：下記感染症による**伝染病に罹患した船員は健康検査で不合格**となる。
- ・船員労働安全衛生規則：下記伝染病の発生区域等に赴く船舶は**予防接種、衛生用品の整備、予防に関する教育及び防疫その他の感染防止措置**を講じなければならない。

区 分	新	旧
病原体の定義の適正化 ・上段:改正感染症予防法案 ・下段:改正船員法施行規則案及び船員労働安全衛生規則案	重症急性呼吸器症候群(病原体が ベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。) 同 上	重症急性呼吸器症候群(病原体が コロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。) 同 上
新型のインフルエンザ血清亜型へ迅速に対応するための定義の適正化 ・上段:改正感染症予防法案 ・下段:改正船員法施行規則案及び船員労働安全衛生規則案	鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が 同法施行令に定めるもの に限る。) 同 上	鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。) 同 上
政令による指定感染症を改正法案の二類感染症に分類変更 ・上段:改正感染症予防法案 ・下段:改正船員法施行規則案及び船員労働安全衛生規則案	中東呼吸器症候群(病原体が ベータコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る。) ※ 改正法案の二類感染症に分類変更 同症候群を指定	※ 左記症候群を政令により指定感染症としている 同症候群を指定

その他

エボラ出血熱については、船員法規則及び船員労働安全衛生規則に指定済みであるが、発生区域等に赴く船舶は感染防止措置を講じなくてはならないこととなっている。